

専決第 4 号

令和 6 年度宍粟市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度宍粟市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

上記は、急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

宍粟市長 福 元 晶 三

第 1 表 繰越明許費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
商工費	商工費	原不動滝公園周辺整備事業	30,000	52,709